14章　IT・システム開発・クラウド　　第Ⅳ部　類型

完成・未完成の判断

執筆　プロスパイア法律事務所　　最終更新日　2026年11月14日

一　どんな事案か：動くけれど要件を満たしていない

請負で受けたシステムを納品して報酬を請求すると、ユーザから「エラーだらけで完成していない。だから払わない」と言われる。システム開発で繰り返される争いです。この形の代表例が、東京地判平成14年4月22日です（注1）。

ベンダは、墓石などの販売管理を含むユーザの全社システムの開発を、基本契約に基づく請負契約で受注しました。開発は遅れ、ユーザの主張によれば、納品されたプログラムには合計で千件を超えるエラーが出ました。ユーザは平成9年10月から本格稼働させましたが、在庫照会の検索に30分以上かかることがある、仕入伝票1枚の処理に約1時間かかる、月次処理が数時間に延びるといった不具合が続き、平成10年に使用を断念して旧システムに戻しました（注1）。

ベンダは請負代金を請求しました。ユーザは、本件システムは完成していないと争い、仮に完成していても瑕疵を補修しないので基本契約を解除すると主張して、既払金の返還と損害賠償を求めました（注1）。

二　裁判所は何を判断したか

1　仕事の完成とは何か

裁判所は、まず改正前の民法の条文（632条・633条と、請負人の瑕疵担保責任を定めていた634条）の構造から入りました。民法は、仕事の結果が不完全な場合のうち、目的物に瑕疵がある場合と仕事が完成していない場合とを区別しており、瑕疵があってもそのために仕事が完成していないものとはしない趣旨だ、というのです（注1）。

2　最後の工程まで終えたか、という基準

そのうえで、判決は次の基準を立てました。

> 請負人が仕事を完成させたか否かについては、仕事が当初の請負契約で予定していた最後の工程まで終えているか否かを基準として判断すべきであり、注文者は、請負人が仕事の最後の工程まで終え目的物を引き渡したときには、単に、仕事の目的物に瑕疵があるというだけの理由で請負代金の支払を拒むことはできないものと解するのが相当である。（注1）

裁判所は、要件定義からデータ移行までの工程が予定されており、ベンダはそれらを終えて納品し、ユーザも本格稼働させて使用を続けていたとして、完成を認めました（注1）。

ところが、ベンダは勝ちませんでした。処理速度の不具合などは販売管理システムとして重大な瑕疵で、補修されず、契約の目的を達成できないとして、基本契約の解除が有効とされました（注1）。ベンダの代金請求は棄却され、ベンダは既払金と損害賠償の合計約1724万円の支払を命じられています（注1）。**完成が認められることと、代金を受け取れることは別です。**

三　なぜそう判断されたのか

1　完成と契約不適合の区別

この基準が機能するのは、バグの性質があるからです。判決は、解除の当否を判断する部分で、情報処理システムの開発では、作成したプログラムに不具合が生じることは不可避で、納品・検収の過程での補修が当然に予定されていると述べ、指摘を受けて遅滞なく補修するか、ユーザと協議したうえで相当な代替措置を講じれば瑕疵に当たらないとしました（注1）。札幌高判平成29年8月31日も、初期段階で軽微なバグが発生するのは技術的に不可避で、納品後のバグ対応も織り込み済みであるとし、バグ等があっても、システムを使用して業務を遂行でき、その後の対応で順次解消される類のものであれば、仕事が完成したと認定すべきだとしています（注2）。

不具合があれば未完成だとすると、バグのないシステムは現実にはないので、ベンダはいつまでも報酬を請求できなくなります。そこで、工程の終了で完成を区切り、不具合は完成後の責任の問題として扱うわけです。

ただし、この基準はどの裁判例でも形式的に当てはめられているわけではありません。不具合の存在を根拠に未完成と認定した裁判例もあり、形だけ工程を実施しても中身が伴わなければ最後の工程まで終わったことにならないと考える見解と、重大なバグも契約不適合責任の問題として解決すべきだとする見解があります（注3）。

2　報酬請求権との関係

完成かどうかで変わるのは、とくに報酬です。完成前はベンダは報酬を請求できず、完成後は請求できます（注4）。改正民法の下でも、仕事の完成が報酬請求の条件であることは変わらないので、完成・未完成の区別には意味があります（注5）。ユーザが民法641条で解除できるかどうかも、完成の前後で分かれます（注4）。

多段階契約では、最後の工程が完了したかは個別契約ごとに判断されます。各個別契約は別個独立の契約だからです（注6）。

四　この判断から契約書に持ち帰るもの

1　完成の定義を契約書に書く

判決の基準は「予定していた最後の工程」です。したがって、何が予定された工程かが客観的に分かるように書いておくことが出発点になります（注7）。工程表を別添にし、工程と作業、担当者を明記しておけば、ベンダは、自分の分担とされた最後の工程まで終えたと主張できます（注8）。

ここで考えるべきなのは、「完成」という語をそのまま使うかどうかです。工程の終了だけで完成とするならベンダに有利で、不具合の水準まで完成の定義に入れればユーザに有利になります。次のように書けば、完成の基準をめぐる争いを減らせます。

> 第〇条（仕事の完成）
> 本件業務の完成は、個別契約に定める全ての工程を終了し、第〇条に定める検査に合格した時とする。ただし、システムの使用に重大な支障を生じさせない不具合が残存していることは、完成を妨げない。この場合、乙は、第〇条（契約不適合）に従って当該不具合を修補する。

ただし書が、バグと完成の関係を明らかにする部分です。「重大な支障」の中身は、事案によって別紙で定めるのが望ましいところです。

2　検収基準を具体化する

検収は通常、最後の工程に置かれているので、検収の完了は法的には仕事の完成を意味すると考えられます（注9）。逆に言えば、次の点を書いていないと争いになります。

検査の基準となるテスト項目・テストデータ・テスト方法・期間を定めた検査仕様書を誰が作るか、不合格のときに何をするか、合否を出さないときにどうなるかです（注10）。検査仕様書はユーザが中心になって作るものですが、システムに精通していないユーザは自力では難しいので、ベンダの協力義務を定めておきます（注11）。検収の条項例は別稿「成果物と検収」で示しました。

実務で問題になるのは、実態を伴わない検収書です。ベンダが売上を計上するため、ユーザが年度内に支払うため、あるいは形式的に次のフェーズへ進むために、未完成のまま検収書を出すことがあります。こうした検収書は、仕事の完成の根拠になりません（注12）。ユーザは、未完成のまま検収書を出すと、後で争うときに不利な材料を自分で作ることになります。

みなし検収の規定は、ユーザの都合で検収が引き延ばされるのを防ぎます（注13）。ただし、この規定があっても、実質的に最後の工程が行われていないと判断されることはあります（注14）。ユーザの側は、検査期間内に終わらないときは書面で異議を述べておきます（注13）。

3　未完成のまま終了した場合の出来高

未完成で終わると、民法の原則では報酬は発生しません。ただ、注文者の責めに帰することができない事由で完成できなくなったときや、完成前に契約が解除されたときは、既にした仕事の結果のうち可分な部分の給付によって注文者が利益を受ける限り、その部分を完成とみなし、注文者が受ける利益の割合に応じて報酬を請求できます（民法634条）。一括契約では、成果物がなくても相応の作業をしている工程（要件定義など）があるので、そのままでは請求できない可能性があります（注15）。

未完成で終わる場合に備えるなら、支払を工程ごとに割り付けておく方法があります。中間成果物を設定し、その検収完了時に分割して支払う定め方です（注16）。出来高の考え方は、別稿「仕事が中途終了した場合の出来高請求」が扱います。

未完成の次に来るのが、完成したあとの不具合の問題です。どの不具合が契約不適合にあたるかは、別稿「契約不適合：システム開発の場合」が扱います。

参考文献等

（注1）東京地判平成14年4月22日判タ1127号161頁（平成10年（ワ）第22251号、平成11年（ワ）第18926号）
（注2）札幌高判平成29年8月31日判時2362号24頁（平成28年（ネ）第189号）
（注3）吉羽真一郎編集代表『条項解説　事例から学ぶシステム開発契約書作成の実務』（日本加除出版、2023）60〜62頁
（注4）前掲注3・51頁
（注5）前掲注3・71頁
（注6）前掲注3・53頁
（注7）前掲注3・62頁
（注8）前掲注3・63頁
（注9）前掲注3・54〜55頁
（注10）前掲注3・63〜64頁
（注11）前掲注3・65頁
（注12）前掲注3・55〜56頁
（注13）前掲注3・65〜66頁
（注14）前掲注3・57頁
（注15）前掲注3・16頁
（注16）前掲注3・100〜102頁

ウェブ版　https://prospire-law.com/contract-knowledge/system-kaihatsu-kansei-mikansei/

引用表記例　プロスパイア法律事務所「完成・未完成の判断」契約法務ライブラリ（最終更新日2026年11月14日）

本稿は、契約法務に関する論点を一般的に整理したものであり、個別の事案についての法的助言ではありません。記載は最終更新日時点の法令・判例・文献に基づきます。ご相談は プロスパイア法律事務所 までお問い合わせください。